

# 児童手当の受給資格に係る申立書

(あて先) 寒川町長

**【申立人】（児童手当の請求者）**

住所

$$\overline{T} = \frac{1}{n} \sum_{i=1}^n T_i$$

氏 名



私は、「児童手当法」（昭和 46 年法律第 73 号）第 4 条第 4 項の規定に基づく児童  
と同居している者として、下記のとおり申し立てます。

記

|                      |                                                                                                                           |                         |
|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 同居している児童             | 氏 名<br>〔性別〕（生年月日）                                                                                                         | 〔男・女〕（      年   月   日生） |
|                      | 氏 名<br>〔性別〕（生年月日）                                                                                                         | 〔男・女〕（      年   月   日生） |
|                      | 氏 名<br>〔性別〕（生年月日）                                                                                                         | 〔男・女〕（      年   月   日生） |
| 別居している配偶者（上記児童の親）の状況 | 氏 名                                                                                                                       |                         |
|                      | 上記児童との続柄                                                                                                                  |                         |
|                      | 住 所                                                                                                                       | 〒      -<br><br>勤務先：    |
| 配偶者との別居に係る状況         | ※該当欄に✓、その他の場合は〔      〕に具体的理由を記入してください。<br><input type="checkbox"/> 離婚協議中につき別居している<br><input type="checkbox"/> その他〔      〕 |                         |
| 配偶者との別居に係る状況を証明する書類  | 別添（※）                                                                                                                     |                         |

※離婚協議中であることを明らかにできる書類（協議離婚申し入れに係る内容証明郵便の謄本、調停期日出状の写し、家庭裁判所における事件係属証明書、調停不成立証明書等）を添付してください。

**【参考】児童手当法（抄）**

第4条 児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。

一 ～ 四（略）

- 3 第1項第1号又は第2号の場合において、父及び母、未成年後見人並びに父母指定者のうちいずれか2以上の者が当該父及び母の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。
- 4 前項の規定にかかわらず、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか一の者が当該児童と同居している場合（当該いずれか一の者が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者と生計を同じくしない場合に限る。）は、当該児童は、当該同居している父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。